

女性の職業生活における活躍推進事業 優先交渉権者選定基準

1 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、2. 評価基準に基づき、審査委員会により審査を行い、審査項目①～④の合計を「提案点」、審査項目⑤を「価格点」として算出するものとする。また、各委員の提案点と価格点の合計点数を「評価点数」として算出し、各委員の評価点数の平均点を「総合評価点数」とする。
- (2) 「評価点数」は100点を満点として、内訳は「提案点95点」、「価格点5点」とする。
- (3) 申請者が5者以上ある場合は、事前書類審査を実施し、その総合評価点数の高い上位4者をプレゼンテーション審査の対象とする。事前書類審査は、審査項目のうち①～③をもって審査するものとする。
- (4) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- (5) 総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、提案点の高い者を優先交渉権者として選定する。
なお、提案点も同じ場合は、①-Bの合計点の高い者を優先交渉権者として選定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。
- (7) 優先交渉権者の総合評価点数が6割に達しない場合、再募集とする。

2 評価基準

事業者が作成した提案書、資料、プレゼンテーション及び経費見積書に基づき選定委員は下記により採点し、総合評価点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

審 査 項 目	配 点	
	事前	プレゼン
① A（提案様式6-1）業務実施における課題認識、業務遂行方針、効率性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の職業生活における活躍推進についての課題や現状を認識しているか。 ・ 業務遂行の考え方が、先進的かつ本市の現状にとって適切なものか、時代の流れに沿ったものか。 ・ （提案様式5-2）業務遂行の方法が、効率的効果的なものか、本市のスケジュールで実現可能なものか。 	20	20
① B（提案様式6-2）仕様書の定める業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の業務範囲を全て提案しているか。 ・ 業務の内容が具体的に提案されているか。 ・ 他社にないセールスポイントが提案されているか。 	25	25
① C（提案様式6-3）その他、仕様書に定めがない業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実現できる提案かどうか。 ・ 仕様書に定めがない内容で、当該業務を効率的効果的に実施するために、有効となる内容について提案がある場合など。 	15	15

② (提案様式4) 業務の実績 ・ 同種業務、類似業務の実績がある経験豊富な事業者であるか。	10	10
③ (提案様式5-1) 本業務執行にあたっての体制 ・ 指揮系統が明確になっているか。 ・ 適切な人材配置を行っているか。	15	15
④ プレゼンテーション ・ 専門技術力が確認できるか。 ・ 業務への取り組み意欲が強く感じられるか。 ・ 質問に対する応答が明確か。	—	10
⑤ 経費 (提案様式7) ・ 最低提案見積金額の提案者を1位(5点)とし、以下金額の低い順に、2位(4点)、3位(3点)、4位(2点)とする。なお、同見積金額の場合は同順位とする。	—	5
合 計	85	100